

国家税務総局「個人所得税管理弁法」印刷配布に関する通知
国税発[2005]120号

各省・自治区・直轄市・計画単列市国家税務局・地方税務局、局内各单位：

個人所得税に対する税務機関の徴収管理業務をいっそう強化、規範化し、個人所得税の科学的で細やかな徴収管理を促進し、個人所得税徴収管理の質と効率を向上させるため、個人所得税法、租税徴収管理法及びその関係の規定に基づき、租税徴収の実情と考え合わせて、総局は「個人所得税管理弁法」を制定し、ここに各位に配布するので、このとおり徹底して執行されたい。執行において問題があれば、すみやかに総局に報告されたい。

国家税務総局

2005年7月6日

個人所得税管理弁法

第1章 総則

第1条 個人所得税に対する税務機関の徴収管理をいっそう強化、規範化し、個人所得税の科学的で細やかな徴収管理を促進し、徴収管理の質と効率を向上させていくため、「中華人民共和国個人所得税法」(以下、税法という)、「中華人民共和国租税徴収管理法」(以下、徴収管理法という)及び関係の租税法律法規の定めに基づき、本弁法を制定する。

第2条 個人所得税の徴収管理を強化、規範化し、管理制度の健全化に力を入れ、徴収管理手段を整備し、重点の管理を強調する。すなわち、個人収入ファイル管理制度、源泉徴収明細帳制度、納税者と源泉徴収義務者の税務機関への二重申告制度、社会各部門との協力による税務協力制度を確立していく。また統一的な個人所得税管理情報システムの研究開発と応用を急ぎ、情報技術の手段を充分に利用して個人所得税管理を強化していく。さらに高収入者の重点管理、税源の源泉管理、全員全額管理を確実に強化していく。

第2章 個人収入ファイル管理制度

第3条 個人収入ファイル管理制度とは、税務機関が必要に応じて納税者各人の個人基本情報、収入と納税情報及び関係の情報についてファイルを作成し、動態管理を実施する制度を指す。

第 4 条 省以下（省級を含む）各級税務機関の管理部門は規定にしたがい、段階的に納税者各人について収入及び納税ファイルを作成し、「納税者ごとに管理する方式」の動態管理を実施しなければならない。

第 5 条 省以下（省級を含む）各級税務機関の管理部門は、納税者の類型ごとに次の内容で該当する基礎情報ファイルを作成しなければならない。

（1）従業員納税者（株主、出資者、外国籍者を含まない）のファイルの内容は次のものを含む。氏名、身分証の種類、身分証番号、学歴、職業、役職、電子メールアドレス、有効な連絡先電話番号、有効な通信住所、郵便番号、戸籍所在地、源泉徴収義務者コード、重点納税者か否か。

（2）非従業員納税者（株主、投資者を含まない）のファイルの内容は次のものを含む。氏名、身分証の種類、身分証番号、電子メールアドレス、有効な連絡先電話番号、有効な通信住所（勤務先または自宅の住所）、郵便番号、勤務先の名称、源泉徴収義務者コード、重点納税者か否か。

（3）株主、投資者（個人単独出資、パートナー企業の出資者を含まない）のファイルの内容は次のものを含む。氏名、国籍、身分証の種類、身分証番号、有効な通信住所、郵便番号、戸籍所在地、有効な連絡先電話番号、電子メールアドレス、会社の株式資本（投資）総額、個人の株式資本（投資）額、源泉徴収義務者コード、重点納税者か否か。

（4）個人単独出資、パートナー企業の出資者、個人経営商工業者、企業・事業体に対する請負・リース経営者のファイルの内容は次のものを含む。氏名、身分証の種類、身分証番号、個人経営商工業者（または個人単独出資企業、パートナー企業、請負・リース先企業・事業体）の名称、経済類型、業種、経営場所の住所、郵便番号、有効な連絡先電話番号、税務登記証番号、電子メールアドレス、所得税徴収方式（査定、帳簿監査）、主管税務機関、重点納税者か否か。

（5）外国籍者（従業員と非従業員を含む）のファイルの内容は次のものを含む。納税者コード、氏名（中国語、英語）、性別、出生地（中国語、英語）、生年月日、国外の住所（中国語、英語）、国籍または地域、身分証の種類、身分証番号、居留許可番号（または台湾同胞証番号、帰郷証番号）、労働就業証番号、職業、国内での役職、国外での役職、入国日、任職期間、予定する中国滞在期間、出国見込時期、国内での任職事業所の名称及び税務登記証番号、国内の任職事業所の住所、郵便番号、連絡先電話番号、他の任職事業所（住所、電話番号、連絡方法等を含むこと）の名称及び税務登記証番号、国内の招聘事業所または契約事業所の名称及び税務登記証番号、住所、郵便番号、連絡先電話番号、国外の派遣者の名称（中国語、英語）、国外の派遣者の住所（中国語、英語）、支払地（国内支払か国外支払かを含む）、重点納税者か否か。

第 6 条 納税者ファイルの内容の情報源は次のとおりとする。

- (1) 納税者の税務登記状況。
- (2) 「個人所得税源泉徴収報告表」及び「個人収入支払明細表」。
- (3) 税金源泉徴収証憑。
- (4) 個人所得税納税申告表。
- (5) 社会公共部門が提供する関係情報。
- (6) 税務機関の納税検査状況及び処罰記録。
- (7) 税務機関が把握しているその他の資料及び納税者が提供したその他の情報資料。

第 7 条 税務機関はファイルの内容について、適時更新と調整をしなければならない。また当該地域のコンピュータ化の水準と徴収管理能力の向上実態、及び個人収入の変化等の状況に応じて、全員全額管理を実現するに至るまでファイル管理の範囲を拡大していかなければならない。

第 8 条 税務機関は、納税者ファイルの資料を十分に利用し、個人所得税管理を強化しなければならない。重点納税者、重点業種と企業の個人ファイル資料について定期的に比較分析と納税評価をおこない、税源の変動状況と原因を調べ、異状をすみやかに発見し、徴収管理の抜け穴をふさぐ措置を講じる。

第 3 章 源泉徴収明細帳制度

第 9 条 源泉徴収明細帳制度とは、税務機関が個人所得税法及び関係の規定に基づき、源泉徴収義務者に対して、収入を支払った個人の全ての基本情報、個人収入支払と税額源泉徴収の明細情報及びその他の税務に関する情報を規定どおり報告するよう求め、各源泉徴収義務者ごとにファイルを作成し、その後の動態管理の実施のための基礎を固める制度を指す。

第 10 条 税務機関は、税法及び関係の法律、法規の関係規定により、源泉徴収義務者が規定どおり税金源泉徴収帳簿を設置し、個人所得税の源泉徴収状況を正確に反映するよう督促しなければならない。

第 11 条 源泉徴収義務者が申告した納税資料について、税務機関は厳格に審査し確認しなければならない。「個人所得税源泉徴収報告表」と「個人収入支払明細表」で一人ずつ各欄の各項目を記入していないもの、または記入内容に不備があるものについては、主管税務機関は源泉徴収義務者に記入しなおすよう求めなければならない。

すでにコンピュータ管理を実行している場合は、「個人収入支払明細表」を「個人所得税源

源泉徴収報告表」に併合することができる。

「個人所得税源泉徴収報告表」には実際に個人所得税を納付した納税者の状況を記入する。「個人収入支払明細表」には課税収入を支払ったが、納税基準に達していない納税者の状況を記入する。

第 12 条 税務機関は、源泉徴収義務者が提出した個人収入支払状況を同期の財務諸表と相互比較しなければならず、不一致を見つけたときは事情の説明を求め、法により確認して処理しなければならない。

第 13 条 税務機関は、各源泉徴収義務者ごとにファイルを作成しなければならず、その内容は次のものを含む。源泉徴収義務者コード、源泉徴収義務者の名称、税務（登録）登記証番号、電話番号、電子メールアドレス、業種、経済類型、事業所住所、郵便番号、法定代表者（事業所責任者）と財務管理者の氏名及び連絡先電話番号、税務登記機関、登記証の種類、登記証発行日、主管税務機関、課税所得額（所得項目ごとに分類しまとめる）、免税収入、課税額（所得項目ごとに分類しまとめる）、納税者数、納税済額、要追納（還付）税額、減免税額、滞納金、罰金、納税済証番号等。

第 14 条 源泉徴収義務者ファイルの内容の情報源は次のとおりとする。

- (1) 源泉徴収義務者の税額源泉徴収登記状況。
- (2) 「個人所得税源泉徴収報告表」と「個人収入支払明細表」。
- (3) 税金源泉徴収証憑。
- (4) 社会公共部門が提供する関係情報。
- (5) 税務機関の納税検査状況と処罰記録。
- (6) 税務機関が把握しているその他の資料。

第3章 納税者と源泉徴収義務者の税務機関に対する二重申告制度

第 15 条 納税者と源泉徴収義務者の税務機関に対する二重申告制度とは、納税者と源泉徴収義務者が法律、行政法規の定め、及び法律、行政法規により税務機関が出した要求にしたがい、それぞれ主管税務機関に納税申告手続きをおこない、納税者と源泉徴収義務者が提出した収入、納税情報について税務機関が相互比較、照合する制度を指す。

第 16 条 税法と同実施条例、及び関係の法律、法規において納税者が自ら申告しなければならないと定めているものについては、税務機関は、自ら主管税務機関に対して納税申告をするよう求めなければならない。

第 17 条 税務機関は、納税者、源泉徴収義務者の納税申告を受取る時に、申告の期限、課税項目、適用税率、税額計算及び関係資料の完全性と正確性について一次審査をおこない、誤りを見つけたときは、すみやかに納税者、源泉徴収義務者に申告を修正するよう求めなければならない。

第 18 条 税務機関は、二重申告の内容について相互比較と評価分析をおこない、問題を見つけ出しすみやかに法による処理をしなければならない。

第4章 社会各部門との協力による税務協力制度

第 19 条 社会各部門との協力による税務協力制度とは、税務機関が個人収入及び個人所得税徴収管理に関係する各部門との協調と協力の制度を確立し、税源と納税に関する情報を遅滞なく把握し、共同で税務協力、租税保全措置を制定、実施し、税務協力、租税保全の社会ネットワークを形成しなければならないことを指す。

第 20 条 税務機関は、次の部門との協調と協力を重点的に強化しなければならない。公安、検察、裁判所、工商、銀行、文化スポーツ、財政、労働、不動産管理、交通、会計監査、外貨管理等の部門。

第 21 条 税務機関は、関係部門との協調協力強化を通じて、納税者の関係収入情報の把握に力を入れる。

(1) 公安部門と連携し、中国国内に住所を有しない個人の出入国状況及び中国国内での居留と一時居住の状況を調べ、未納者の出国を阻止する制度を実施し、個人の自動車購入等の状況を把握する。

(2) 工商部門と連携し、納税者の登記登録の変更状況と株式制企業の株主及び株式資本の変化等の状況を調べる。

(3) 文化スポーツ部門と連携し、各種公演、試合の入賞等の情報、公演請負組織とスポーツ組織の源泉徴収義務の実行等の状況を把握する。

(4) 不動産管理部門と連携し、不動産の売買、賃貸等の状況を調べる。

(5) 交通部門と連携し、タクシー、トラック及び運営等の状況を調べる。

(6) 労働部門と連携し、中国国内に住所を有しない個人の労働就業状況を調べる。

第 22 条 税務機関は、積極的に条件をつくりあげ、関係部門との関係情報の共有または定期的交換を段階的に実現しなければならない。

第 23 条 各級税務機関は、個人所得税法知識の宣伝と普及に力を入れ、公民の法による納

税意識を高めていくことを長期的な基礎的業務として重視し、重要議事日程に組み入れ、徴収管理業務上の要求、社会が注目する焦点と当該地域の徴収管理の重点と結びつけ、上術部門との密接な協力を強化しなければならない。周到的な宣伝業務計画を制定し、各種の宣伝メディアと手段を充分利用し、臨機応変で多様な方式を講じて個人所得税の宣伝をおこなう。

第6章 コンピュータ化建設の加速

第24条 各級税務機関は、金税工程(注：租税情報管理システムの構築プロジェクト)第3期の全体的枠組のもとに、「一体化」の要求と「統一的な計画、統一の基準、重点を強調する、広く実施する、資源を整合し、実効を重んじ、管理を強化し、安全を保証する」という原則にしたがい、個人所得税徴収管理のコンピュータ化建設をいっそう加速し、これにより個人所得税徴収管理の質と効率を高めなければならない。

第25条 一体化建設の要求にしたがい、個人所得税と他の税種に共通性がある部分については、コア業務システムが統一的にソフトウェアを開発し、個人所得税独自の部分は単独でソフトウェアを開発する。個人所得税の特徴に基づき、総局はまず個人所得税源泉徴収(源泉徴収義務者側)と基礎情報管理(税務側)の2つのサブシステムを開発する。

第26条 源泉徴収(源泉徴収義務者側)システムには次のことが求められる。

- (1) 源泉徴収義務者に便利で迅速な税務申告ツールを提供すること。
- (2) 源泉徴収義務者の既存の財務等のソフトウェアのなかから関係情報を導入することができること。
- (3) 自動的に税額を計算し、各種諸表を自動的に生成すること。
- (4) 多元的な申告方式をサポートすること。
- (5) 源泉徴収義務者の集計、問合せ、プリントアウトに便利なこと。
- (6) 「税金源泉徴収証憑」プリントアウト機能を提供すること。
- (7) 税務機関が源泉徴収義務者の明細源泉徴収申告を受け付け、関係基礎データ資料を正確かつ全面的に把握するのに便利であること。

第27条 基礎情報管理システム(税務側)には次のことが求められる。

- (1) 個人収入納税の各人別ファイルを作成し、源泉徴収義務者、納税者の基礎情報、収入及び納税情報資料の収集に用いること。
- (2) 個人が2カ所以上から取得した収入及び納税の情報を、徴収管理段階に転送すること。
- (3) 各人別ファイルのなかから高収入の個人、高収入業種、重点

納税者、重点源泉徴収義務者を選別し、重点管理を実施すること。

(4) 納税者の収入、納税関係情報について一括比較することを通じて、納税者の申告した状況の真実性を判定すること。

(5) 各種統計指標、尺度の設定と統計結果の運用を通じて、個人所得税管理の強化と政策整備の方針決定のためにサポートを提供すること。

(6) 各部門とのデータ応用インターフェースを確立し、他の租税公課徴収のために情報を提供すること。

(7) 規定により「中華人民共和国個人所得税納税済証明」をプリントアウトし、納税者に納税を済ませた旨の根拠を提供すること。

第 28 条 省級税務機関は、既存の個人所得税徴収管理ソフトウェアの整合作業をおこなわなければならない。省級及びそれ以下の各級税務機関は、原則として今後自ら個人所得税徴収管理ソフトウェアの開発をおこなわないものとする。

第 7 章 高収入者の重点管理の強化

第 29 条 税務機関は、次の者を重点納税者の範囲に入れなければならない。金融、保険、証券、電力、電信、石油、石油化学、タバコ、民間航空、鉄道、不動産、学校、病院、都市水道・ガス供給、出版社、道路管理、外商投資企業と外国企業、ハイテク企業、サポート機関、スポーツクラブ等高収入業種の者。民営経済の出資者、映画・テレビスター、スター歌手、スポーツのスター選手、モデル等高収入の個人。一時的に中国に公演に来る者。

第 30 条 各級税務機関は、次の者のなかから一定数の個人を重点納税者として選択し、重点管理を実施しなければならない。

- (1) 収入が高い者。
- (2) 知名度が高い者。
- (3) 収入源が多い者。
- (4) 収入項目が多い者。
- (5) 定まった勤務先がない自由業の者。
- (6) 租税徴収管理に対する影響が大きい者。

第 31 条 各級税務機関は、重点納税者に対してローリング動態管理の方法を実施しなければならず、毎年当該地域の実情に基づいて重点納税者を適時追加し、全員全額管理を実現するまで重点納税者管理の範囲を広げていかななければならない。

第 32 条 税務機関は、重点納税者について各人ごとに専用ファイルを作成し、重点管理を

実施し、その収入と納税の変化の状況を随時追跡しなければならない。

第 33 条 各級税務機関は、ファイル作成管理により把握した重点納税者情報を充分に利用し、定期的に重点納税者の収入、納税状況について比較、評価分析をおこない、そのなかから異常な問題を発見し、すみやかに措置を講じて管理の抜け穴をふさがなければならない。

第 34 条 省級（計画単列市を含む）税務機関は、毎年 7 月末まで及び翌年 1 月末までにそれぞれ、確定した重点納税者の半年及び年間の基本状況と収入、納税等の状況について、Excel 表の形式により「個人所得税重点納税者の収入及び納税状況総括表」に記入し国家税務総局（所得税管理司）に提出しなければならない。

第 35 条 各級税務機関は、個人経営商工業者、個人単独出資企業とパートナー企業の出資者、及び単独で労働活動に従事する個人の個人所得税徴収管理を強化しなければならない。

（1）個人経営商工業者、個人単独出資企業とパートナー企業の帳簿設置作業を積極的に推進し、財務管理を規範化し、財務制度を健全化する。条件の整った地区は、租税管理対応レジスターを使用して納税者に対する管理と監視を強化しなければならない。

（2）査定徴収業務を健全化、整備し、帳簿証憑が揃わず帳簿監査による徴収をおこなうことができない納税者については、規定にしたがい査定徴収を実施し、納税者の経営状況に基づいて遅滞なく基準額の調整をおこなう。

（3）税務当局システムの協力を強化し、情報の共有を実現し、個人所得税の情報交換と遠隔地協力調査制度を確立、整備し、情報を交換し、同一の出資者が 2 カ所または 2 カ所以上で出資し収入を取得している場合の個人所得税一括納税の監視における難題を解決する。

（4）個人出資者のその出資企業からの借入れに対する管理を強化し、期間が 1 年を超え企業の生産経営に用いられていない借入れについては、厳格に関係規定により課税する。

（5）個人出資の企業と個人経営商工業者の損金算入に対する管理を厳格にし、定期的に検査をおこなう。個人出資者が企業の資金を、本人、家族の構成員及びその関係者のために支払う生産経営に関係のない消費性、財産性支出にあてたときは、厳格に関係規定により課税する。

（6）公演、広告、講義、医療等に従事する者の労務報酬所得に対する徴収管理を強化し、予め控除納付する方法を全面的に推進し、源泉から徴収管理を強化する。

第 36 条 税務機関は、重点納税者、独立納税者を対象とした検査を強化し、税に係る違法犯罪行為を厳しく取り締まる。各地方は、関係メディアを通じて個人所得税違法犯罪事件を毎年 2 件から 3 件公表しなければならない。

第 37 条 税務機関は、重点納税者、独立納税者に対する個人所得税日常検査を重視して強化し、徴収管理の抜け穴と手薄な部分をすみやかに発見し、徴収管理制度、弁法を制定、整備する。日常検査は、省級以下の税務機関の徴収管理及び税政部門が共同で組織し実施する。

日常検査の実施にあたっては計画を制定し、所定の手続にしたがっておこなわなければならない。何度も、重複した検査をしないようにし、納税者の生産経営に影響しないようにしなければならない。

第 8 章 税源の源泉管理の強化

第 38 条 税務機関は、税務登記管理制度を厳格にし、徴収と管理から漏れている者の点検を真剣に行い、状況を明確にさせなければならない。

第 39 条 税務機関は、関係要求にしたがい納税者、源泉徴収義務者のファイルを作成、整備し、個人所得税の税源管理を確実に強化しなければならない。

第 40 条 税務機関は、ひきつづき源泉徴収業務を円滑におこない、源泉徴収の質と水準を向上させなければならない。

(1) 既存の個人所得税源泉徴収業務の制度と弁法をひきつづき徹底して執行し、実践のなかで整備と向上を続けていく。

(2) 当該地域の全ての行政、企業・事業体、社会团体等の源泉徴収義務者について点検と調査をおこない、これを踏まえて納税ファイル管理の指標にしたがい源泉徴収義務者台帳または基本口座を作成し、追跡管理を実行する。

(3) 全員全額管理に協力し、源泉徴収義務者の個人収入支払明細申告制度を推進する。

(4) 次の業種については重点税源管理を実行しなければならない。

金融、保険、証券、電力、電信、石油、石油化学、タバコ、民間航空、鉄道、不動産、学校、病院、都市水道・ガス供給、出版社、道路管理、外商投資企業、ハイテク企業、サポート機関、スポーツクラブ等高収入業種の者。連続 3 年（3 年を含む）ゼロ申告だった源泉徴収事業所（以下、長期ゼロ申告事業所という）。

(5) 重点税源管理する業種、事業所と長期ゼロ申告事業所については、毎年特定検査をおこなう重点対象に入れるか、またはその納税申告資料について重点審査をおこなわなければならない。

第 41 条 各級税務機関は、各部門との協力による協力制度を充分利用し、公安、工商、銀行、文化、スポーツ、不動産管理、労働、外貨管理等の社会公共部門から税源情報を入手しなければならない。

第 42 条 各級税務機関は、関係部門から入手した情報を充分利用し、税源管理を強化し、納税評価をおこなわなければならない。税務機関は、定期的に税源の変化状況を分析し、変動が大きい等の異状についてすみやかに原因を分析し、相応の管理措置を講じなければならない。

第 43 条 各級税務機関は、帳簿監査徴収業務の強化を基礎として、徴収管理法第 35 条の定めに従う場合について、定期定額徴収、課税所得率査定徴収及びその他の合理的方法を採用して査定し、個人所得税を徴収する。

共同管理個人経営商工業者の課税経営額については、国家税務局が査定を担当する。

第 44 条 主管税務機関は、納税者に対する査定徴収方法を確定した後、代表的な典型例の者を選んで調査をおこない、これを踏まえて課税額を決定する。典型調査対象は、査定徴収納税者の 3%を下回ってはならない。

第 9 章 全員全額管理の強化

第 45 条 全員全額管理とは、課税収入を取得したあらゆる個人につき、収入額が個人所得税の納税基準に到達しているか否かを問わず、その取得した収入全額について、源泉徴収と個人申告を通じて、全て税務機関の管理に組み込むことを指す。

第 46 条 各級税務機関は、源泉徴収義務者を納税者より優先して管理に入れ、重点業種・企業・納税者を一般業種・企業・納税者より優先して管理に入れ、まず管理の中に入れ、その後に関範化するという原則にしたがい、積極的かつ穏当に全員全額管理作業を推進しなければならない。

第 47 条 各級税務機関は、規定と要求にしたがい、個人収入ファイル管理制度、源泉徴収明細帳制度、納税者と源泉徴収義務者の税務機関に対する二重申告制度、社会各部門との協力による税務協力制度をできるだけ早く確立し、全員全額管理を実施するための基礎を固める。

第 48 条 各級税務機関は、積極的に条件をつくりあげ、金税工程第 3 期の全体計画と関係要求に基づき、コンピュータ手段によって段階的に全員全額申告管理を実現し、これをふまえて納税者各人に納税済証憑（証明）を発行しなければならない。

第 49 条 税務機関は、全員全額管理で把握した納税者情報、源泉徴収義務者情報、税源監

視情報、関係部門、メディアが提供した情報、税務管理職員が実地に収集した情報等を充分利用して、国の関係法律及び政策法規の定めにしたがい、自己申告する納税者の納税申告状況と源泉徴収義務者の源泉徴収状況の真実性、正確性について分析、判断し、個人所得納税評価をおこない、全員全額管理の質を高めなければならない。

第 50 条 税務機関は、個人単独出資とパートナー企業の出資者、個人経営商工業者、独立労務者等の源泉徴収義務者がいない独立納税者の基礎情報と税源の管理業務を強化しなければならない。

第 51 条 個人所得税納税評価は、「人と機械の結合」の方式によりおこなわなければならない。その基本原理と流れは次のとおりである。

当該地域居住者の収入水準及びその変動、業界の収入水準及びその変動等の個人所得税に影響する関係要素に基づき、納税評価分析システムを確立する。租税収入の増減額、増減率または業種平均指標モデルに基づいて、納税評価の重点対象を決定する。納税評価対象について具体的な評価分析をおこない、当該源泉徴収義務者または納税者の個人所得税の変化を招いた具体的な要因を特定する。これをもとに評価対象と面談し、状況を説明し誤りを是正するよう求め、または査察部門に引き渡して査察を実施するとともに、その後の重点管理をおこなう。

第 52 条 税務機関は、次の範囲と情報源により納税評価の情報を収集しなければならない。

(1) 情報収集の範囲。

- 1、当該地域の従業員年平均賃金、月平均賃金水準。
- 2、当該地域の業種別従業員年平均賃金、月平均賃金水準。
- 3、当該地域の業種別資金利益率。
- 4、企業財務諸表の関係データ。
- 5、株式制企業の配当状況。
- 6、その他の関係データ。

(2) 情報収集の情報源。

- 1、税務登記の関係情報。
- 2、納税申告の関係情報。
- 3、会計書類の関係情報。
- 4、租税管理対応レジスターの関係情報。
- 5、サポート機関が作成した監査報告、評価報告の情報。
- 6、関係部門、メディアが提供した情報。
- 7、税務管理職員が納税者から調査し収集した情報。
- 8、その他の方で収集した、納税者と源泉徴収義務者の個人所得税徴収管理に関する情報。

第 53 条 税務機関は、納税評価分析指標、財務分析指標、事業者不良記録評価分析指標を設定し、分析を通じてある期間の個人所得税の税源全体に増減変化が生じた主な業種、主な企業、主な個体群を確定し、納税評価重点対象を決定しなければならない。個人所得税納税評価の手續、指標、方法等は総局の「納税評価管理弁法」(試行) 及び関係規定により執行する。

第 54 条 個人所得税納税評価は主に次の項目につきおこなう。

(1) 賃金・給与所得については、賃金総額の増減率と当該項目税額の増減率の比較状況、一人当たり賃金増減率と一人当たり当該項目税額の増減率との比較状況の分析、税額増減率と企業の利益増減率の比較分析、同業種・同一職務者の収入と納税状況の比較分析を重点的におこなわなければならない。

(2) 利息・配当については、当年の当該項目税額と前年同期の比較状況、当該項目税額の増減率と企業利益増減率の比較状況、企業の個人株式資本の譲渡・増額状況、企業の納税後利益分配状況を重点的に分析しなければならない。

(3) 個人経営商工業者の生産・経営所得(個人単独出資企業とパートナー企業を含む) については、当年と前年の当該項目税額の比較状況、当該項目税額増減率と企業利益増減率の比較状況、損金算入項目が現行の政策規定に適合しているか否か、数カ月連続してゼロ申告になっていないか、同一地区・同一業種の個人経営商工業者の生産・経営所得の税負担との比較状況を重点的に分析しなければならない。

(4) 企業・事業体に対する請負経営・リース経営所得については、当年と前年の当該項目税額の比較状況、当該項目税額増減率と企業利益増減率の比較状況、その業種の利益率、上納税額が利益総額に占める比重等の状況、数カ月連続してゼロ申告になっていないか、同一地区・同一業種の企業・事業体に対する請負経営・リース経営所得の税負担との比較状況を重点的に分析しなければならない。

(5) 労務報酬所得については、納税者が取得した所得の過去との比較状況、労務費支払の契約・取決め・プロジェクトの状況、事業所の非正規証憑による労務報酬の経費算入状況を重点的に分析しなければならない。

(6) その他の各種所得については、個人所得税徴収管理の実態と考えあわせて、方向性のある評価指標を選択して評価分析をおこなわなければならない。

第 10 章 付則

第 55 条 貯蓄預金利息所得に関する個人所得税管理弁法は、別途制定する。

第 56 条 これより前の規定が本弁法と一致しないときは、本弁法により執行する。

第 57 条 本弁法で定めのない事項は、租税の法律、法規及び関係の規定により処理する。

第 58 条 本弁法は国家税務総局が解釈を担当し、各省・自治区・直轄市及び計画単列市税務局は、本弁法に基づいて具体的な実施意見を制定することができる。

第 59 条 本弁法は 2005 年 10 月 1 日から執行する。